

農業委員会と市町村の事務分担

(国家戦略特別区域法 第19条)

R2.12.11WGヒアリング 事務局提出
③農業委員会と市町村の事務分担に係る
特例について

規制改革の内容

特例措置前

農地の権利移転に関する許可事務については農業委員会に制限され、処理に時間を要している



特例措置

市町村と農業委員会の合意に基づき、農地の権利移転に関する許可事務を市町村に移管



効果

- ・地域の農地の流動化が円滑に進展
- ・農地の権利移転に関する事務処理期間が大幅に短縮

規制改革の概要

農業委員会



市町村



農地の権利移転に関する許可事務



《事務処理期間の短縮》

農地の権利移転の申請



市町村



許可事務の
スピードアップ



農業委員会が農地のあっせん、遊休農地の解消等に注力し、農地の流動化が円滑に進む

《新たな担い手の確保》



《耕作放棄地の解消》

